

令和4年第3回市議会臨時会記者発表 「市長コメント」

平素は、報道関係の皆様には適切かつ迅速な報道を通して、市民の皆様への情報の周知に努めていただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、この度、6月市議会臨時会を開催する運びとなりましたので、その内容等についてご説明申し上げます。

6月市議会臨時会は、令和4年6月8日（水曜日）、午前10時開会となっております。本臨時会に提出する案件につきましては、専決処分報告2件、繰越事業報告2件、予算関係1件、その他1件の計6件でありまして、まず最初に、臨時会を開催するに至った経緯についてご説明申し上げます。

報道関係の皆様には、既にご承知のことと存じますが、去る4月26日、国におきまして、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定されました。

この緊急対策は、新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響が依然として続く中、直面する原油価格や物価高騰等の影響を緩和するための対応を、緊急かつ機動的に実施するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため策定されたものであります。

そうした中、食費等の物価高騰等に直面する「低所得の子育て世帯」を支援するため、児童一人当たり5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」の実施が示されたところであり、市といたしましては、速やかに対象となる市民の皆様へ給付金をお届けするため、臨時会により総額1億3,518万円の「令和4年度一般会計補正予算（第2号）」をお願いするに至ったところであります。

なお、補正予算の内容につきましては、後ほど担当者から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、補正予算以外の案件についてであります。

まず、報告第1号「専決処分事項の報告」につきまして、

議案書2ページ、(1)「田辺市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税等の負担調整措置及び住宅ローン控除の延長に伴う措置について、改正したものです。

次に、6ページの(2)「田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げたもので、

7ページの(3)「令和3年度田辺市一般会計補正予算(第12号)」につきましては、財政調整基金及び減債基金の積立てのほか、市債の決定に伴う財源の更正等を行ったものです。

30ページの(4)「令和4年度田辺市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、令和3年度決算の歳入歳出不足額の補填を、翌年度歳入を繰り上げて当該年度の歳出予算の財源に充当する繰上充用措置によるもので、

35ページの報告第2号「専決処分事項の報告について」は、市道管理に係る事故1件の損害賠償の額を定め、和解したことについての報告です。

36ページの報告第2号「繰越明許費について」、39ページの報告第4号「田辺市水道事業会計予算の繰越しについて」は、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、令和3年度から令和4年度へ予算を繰り越したことの報告です。

48 ページの報告第5号「令和3年度田辺市土地開発公社の事業報告及び決算報告について」は、当該法人から提出があったものの報告です。

臨時会の内容についての説明は以上であります。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の田辺保健所管内における新規感染者数につきましては、一時期に比べると減少はしておりますが、物価高騰等も相まって、市民生活や地域経済に及ぼす影響は長期化している状況にあります。

こうした状況を踏まえる中、市といたしましては、引き続き、必要な対策や対応を迅速かつ的確に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。